

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和6年1月29日付平企財収第212号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月21日

小平市監査委員 岡村 健司

小平市監査委員 虻川 浩

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和5年11月21日付平監発第41号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

【指摘事項】

1 契約事務について

主管課における物品供給契約で、同日に同一業者に分割して発注しているが、分割して発注する合理的な理由が認められないもの。

（情報政策課・デジタルトランスフォーメーション推進担当課長）

《措置等》

改めて契約事務規則、物品契約マニュアル等による確認を徹底する。

今回のメンテナンスキットについては、複数発注となった場合、発注金額が10万円を超えることから契約検査課契約とし、特命理由書を添付することとする。